



広報

金武

2022 令和4年

5 May
月号

No.651



人口のうごき

総人口 11,452人 (-17)
男 5,748人 (-11)
女 5,704人 (-6)
世帯数 5,605戸
令和4年3月末日現在
転入 101人 転出 114人
出生 6人 死亡 10人
結婚 3件 離婚 3件

(各別人口)

金武 4,562人 (-7)
並里 2,817人 (+14)
中川 922人 (-13)
伊芸 1,077人 (-2)
屋嘉 2,074人 (-9)

※()内は増減を表す。
※外国人を含む。



公式Facebook、LINE@で
情報発信中♪

4月5日、春の全国交通安全運動石川地区出発式が行われました。

本町では、次代を担う子ども達のかけがえのない命を守るため、町内の交通量が多い道路での街頭指導、横断幕やのぼり旗を設置するなど、本運動を推進しています。

出発式では、子ども達へのランドセルカバー贈呈式や、新1年生の抱負が発表され、皆で互いに声を掛けあい、交通事故のない安全なまちづくり・ひとづくりを目指すことを誓いました。



横断中



仲間 一金武町長3期目 就任あいさつ

この度の町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援を賜り、4月16日から、三たび町長という重責を担わせていただくこととなり、改めて身の引き締まる思いであります。

私の2期8年間、常に町民目線で取組んできた町政運営に対する、町民の皆さまからの評価であるとともに、今後も、「全ての町民が安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」「若者が夢と希望を持てるまちづくり」の負託を受けたものであると理解しているところであります。

その新たな出発点に臨み、まず過去2期8年間にわたって賜りましたご支援、ご厚情に対し多くの皆様には心から感謝申し上げます。

町長就任以来、多くの町民の皆様の声を直接お聞きすることができ、これまで町民の暮らし最優先で町政運営に取り組んできました。子育て支援センターの立ち上げや小中学校の35人学級の編成、認可こども園増設など「全ての町民が安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」を基本に進めてきた諸施策が次々と花開き、8年が経過した今、出生率全国1位にランクされることとなりました。今後も、町民が安心して安全に暮らせるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び、困窮世帯等、町民支援を最優先に、目配り、気配り、心配りで行政サービスの利便性向上に全力で取り組んでいきます。

また「若者が夢と希望を持てるまちづくり」については、これまでギンバル訓練場跡地周辺において、多くの雇用が期待される温泉宿泊施設の誘致や、町民の健康増進やコミュニティ活動の場として金武タームパークゴルフ場の整備を行いました。本年はKINサンライズビーチの供用開始や金武町多目的屋内運動場が完成予定であり、本町が観光やスポーツコンベンションの拠点としてますます発展し、活気あふれる町になるよう全力で取り組んでいきます。

今年度より、複合庁舎整備推進課を設け、現在分散している役場庁舎を集約した複合庁舎の整備を推進するとともに、水問題含め引き続き、金武町が抱える諸課題の解決に向け邁進してまいります。

町民の皆様には、行政運営に対する御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、3期目の就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。



寄付ありがとうございます

4月15日、金武町建設業者会（國場盛光会長）より金武町社会福祉協議会に対して10万円の寄付がありました。國場会長は「新型コロナウイルスの影響が続き子供たちにも感染が拡大して大変な状況であり、建設業者会として少しでも役に立ちたい。社会福祉全般に使ってほしい」と話していました。



寄付ありがとうございます

3月24日、一般社団法人 沖縄ダルクより、子ども達の為に活用して欲しいと30万円の寄付をいただきました。

沖縄ダルクの皆さんは、普段から草刈りやエイサーボランティアなど奉仕活動を行っています。



シーズンに向けての挨拶

3月22日、楽天野球団（松野秀三野球振興部長）が金武町を表敬し、2月春季キャンプのお礼として、宮城県伝統工芸である「玉虫塗り」で塗装されたヘルメットを寄贈頂きました。

松野部長は「今シーズンは日本一を期待できます！町民の皆様ぜひ応援宜しくお願いします！」と力強く話していました。



文化資料を寄贈頂きました

4月11日、仲田建三さん（浦添市在住）から芭蕉布の着物の寄贈がありました。着物は女性用3点、男性用1点であり、當山久三の甥にあたる仲田伝造さんらが着用していたものです。「昭和の初め頃に芭蕉の糸を紡いで苦労して織られた貴重な着物であり、町の文化資料として役立ててほしい」と話していました。



地域の活性化をめざして

3月22日、空き店舗対策および創業支援助成事業の認定証書交付式が行われました。金武町商工会では、平成21年度から、町内の空き店舗や自己物件を活用して新規創業または経営の拡大を図るものに対して事業費を助成しており、今回認定された4事業所を含め57事業所が助成費を受け、町内の商工業の活性化に寄与しています。

今回認定を受けた4事業所

1. 株式会社ACS エアコンステーション金武店（冷房設備業）
代表取締役 東恩納 寛康
2. ゴールドビューティハウス（サービス業）
代表 仲間 早苗
3. 株式会社ベル・アムール（サービス業）
代表取締役 安富祖 寿子
4. 株式会社 仲間商店（小売業）
代表取締役 仲間 哲也

107億5,382万円

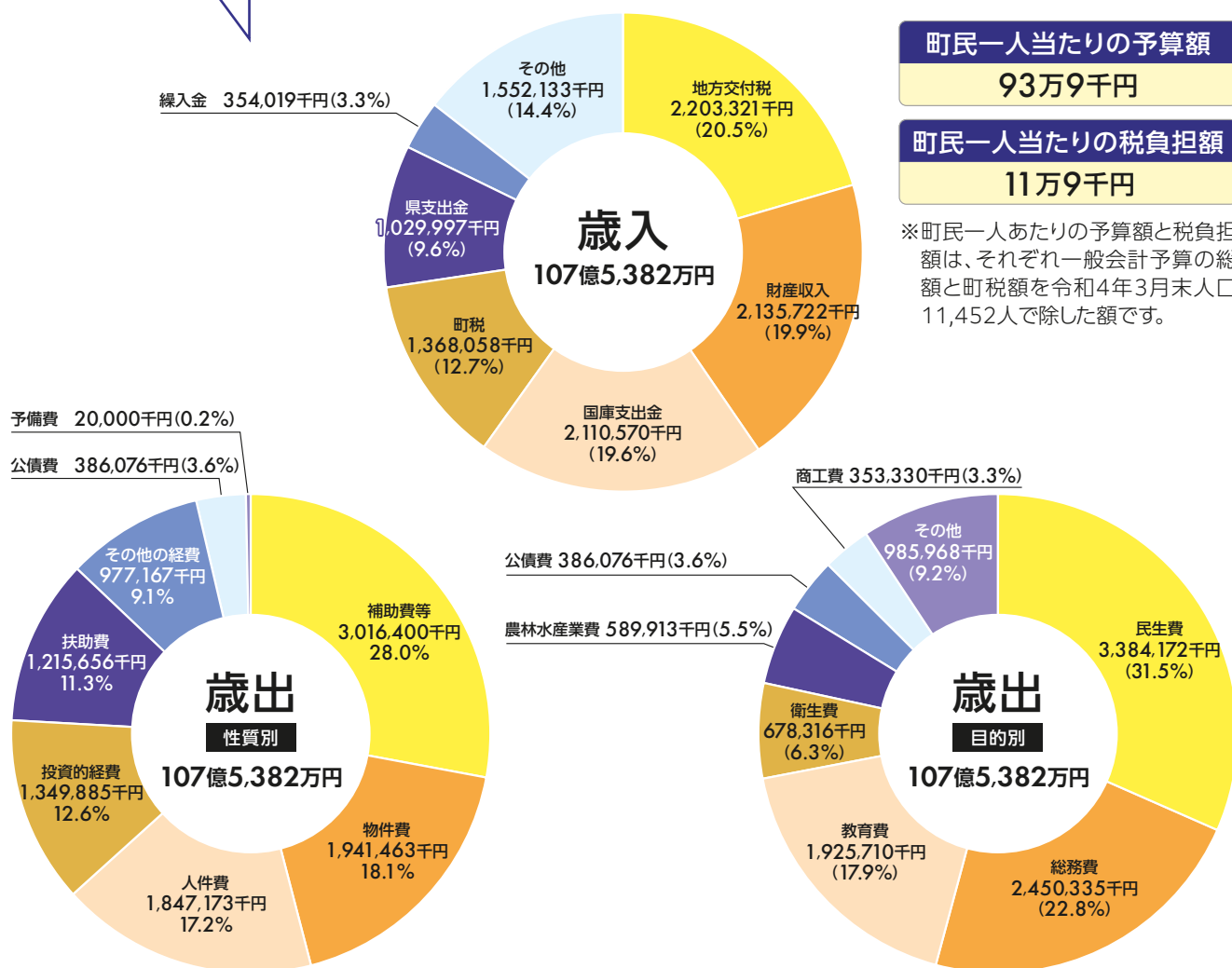
本町の令和4年度の一般会計予算総額は、10,753,820千円で対前年度比5.9%(594,452千円)の増となっています。

歳入で、増額となった主なものは、16款 国庫支出金で14.4%(265,896千円)、17款 県支出金で9.9%(92,890千円)、1款 町税で6.7%(86,388千円)、12款 地方交付税3.6%(77,460千円)、19款 寄附金で66.7%(60,000千円)の増となっています。

歳出(性質別)で、増額となった主なものは、投資的経費で35.6%(354,670千円)、物件費で12.0%(207,504千円)、その他の経費で41.0%(284,172千円)の増となっています。

投資的経費における事業は、金武中学校屋内運動場建設工事(継続事業)、金武町ベースボールスタジアム電光掲示板改修工事、金武町防災情報戸別受信機整備工事(継続事業)、農道橋補修工事などが主な事業となっております。

財政運営における必要な財源の確保につきましては、国・県等の補助金や交付金並びに目的基金や地方債を有効的に活用するとともに、事業の必要性、有効性等を念頭に置き、効果的な実施に努めてまいります。





令和4年度 一般会計

歳入・歳出総額

↓ 歳入

科 目	金額(千円)	構成費(%)	前年度比(%)
1 款 町税	1,368,058	12.7	6.7
2 款 地方譲与税	41,407	0.4	5.8
3 款 利子割交付金	398	0.0	△ 15.7
4 款 配当割交付金	2,296	0.0	62.7
5 款 株式等譲渡所得割交付金	2,564	0.0	63.9
6 款 法人事業税交付金	13,410	0.1	132.0
7 款 地方消費税交付金	220,611	2.1	5.2
8 款 環境性能割交付金	2,986	0.0	4.6
9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金	243,137	2.3	△ 2.9
10 款 施設等所在市町村調整交付金	274,253	2.6	△ 0.0
11 款 地方特例交付金	4,000	0.0	△ 63.2
12 款 地方交付税	2,203,321	20.5	3.6
13 款 交通安全対策特別交付金	1,975	0.0	△ 1.3
14 款 分担金及び負担金	66,730	0.6	25.7
15 款 使用料及び手数料	104,778	1.0	△ 5.7
16 款 国庫支出金	2,110,570	19.6	14.4
17 款 県支出金	1,029,997	9.6	9.9
18 款 財産収入	2,135,722	19.9	0.9
19 款 寄附金	150,001	1.4	66.7
20 款 繰入金	354,019	3.3	△ 6.4
21 款 繰越金	1	0.0	0.0
22 款 諸収入	93,655	0.9	△ 4.4
23 款 町債	329,931	3.1	1.9
歳 入 合 計	10,753,820	100.0	5.9

※ 構成比及び前年度比において、小数点以下第1位未満を四捨五入して記述しているため、合計や内訳の計が一致しないことがあります。

↓ 歳出(目的別)

科 目	金額(千円)	構成費(%)	前年度比(%)
1 款 議会費	128,053	1.2	2.3
2 款 総務費	2,450,335	22.8	3.5
3 款 民生費	3,384,172	31.5	△ 6.4
4 款 衛生費	678,316	6.3	4.5
5 款 労働費	28,993	0.3	0.0
6 款 農林水産業費	589,913	5.5	26.1
7 款 商工費	353,330	3.3	18.6
8 款 土木費	347,814	3.2	△ 51.0
9 款 消防費	233,134	2.2	△ 8.2
10 款 教育費	1,925,710	17.9	70.5
11 款 災害復旧費	4	0.0	100.0
12 款 公債費	386,076	3.6	△ 1.4
13 款 諸支出金	227,970	2.1	122.0
14 款 予備費	20,000	0.2	0.0
合 計	10,753,820	100.0	5.9

↓ 歳出(性質別)

性 質 別	金額(千円)	構成費(%)	前年度比(%)
人件費	1,847,173	17.2	0.1
物件費	1,941,463	18.1	12.0
扶助費	1,215,656	11.3	1.0
補助費等	3,016,400	28.0	△ 8.0
公債費	386,076	3.6	△ 1.4
投資的経費	1,349,885	12.6	35.6
その他の経費	977,167	9.1	41.0
予備費	20,000	0.2	0.0
合 計	10,753,820	100.0	5.9

↓ 特別会計および公営企業会計予算

(単位：千円)

会計	年度	令和4年度	令和3年度	増減	前年度比(%)
国民健康保険事業特別会計		1,844,783	1,767,682	77,101	4.4
有線放送電話事業特別会計		30,921	23,309	7,612	32.7
後期高齢者医療特別会計		168,854	170,104	△ 1,250	△ 0.7
下水道事業特別会計		164,790	124,108	40,682	32.8
水道事業会計(支出)		889,709	593,434	296,275	49.9
計		3,099,057	2,678,637	420,420	15.7

令和4年度の金武町一般会計当初予算を



金武タームくんの1ヵ月の家計簿として例えてみました!

当初予算額をおよそ **1/30,000** にし **月額30万円** の家計に例えてみました。

収入

給料 ・町税・財産収入 ・使用料・手数料など	105,142円 [115,836円]
貯金の取崩し ・財政調整基金 ・減債基金などの繰入金	9,876円 [11,164円]
親からのお小遣い ・国・県支出金 ・地方交付税など	171,593円 [160,417円]
車購入に係る借入 ・町債	9,204円 [9,565円]
その他収入 ・寄附金など	4,185円 [3,018円]
収入合計	300,000円 [300,000円]

支出

食費 ・人件費	51,531円 [55,151円]
ガソリン代、スマホ代、 衣服購入など ・物件費	54,161円 [53,845円]
国保の支払いや 募金など ・扶助費	33,913円 [34,860円]
会費、子どもへの 仕送りなど ・補助金・負担金、繰出金など	84,149円 [100,453円]
車のローン返済など ・公債費	10,770円 [11,560円]
家や土地の購入など ・普通建設事業費	37,658円 [29,388円]
その他支出 ・積立金、貸付金など	27,818円 [14,743円]
支出合計	300,000円 [300,000円]

※[]内は前年度数値

支出で一番大きな「会費、子どもへの仕送りなど」(補助金・負担金、繰出金など)が他の支出に対して高い状況にあります。これは、町から各団体への補助金や消防衛生組合などの組合等への負担金が多いことを表しています。

また、「家や土地の購入など」(普通建設事業費)が前年度と比べ増額となっています。これは、金武中学校体育館建替、金武町ベースボールスタジアム電光掲示板改修工事、農道橋補修工事など、工事費の予算が増えていることによります。

町では、引き続き財政運営の見直しを行い、財政健全化の維持に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



令和4年度 春の清掃活動 5/22日

本町では、5月を「春の環境月間」と設定し、町内の清掃や環境浄化を図ることにより、地域を明るく住みよい街づくりを推進します。つきましては、春の共同清掃作業を5/22(日)としますので皆様方のご協力をお願いします。

※ごみ袋に入らない多量の小枝や草、枯れ葉等の樹木は金武町ごみ収集場の西側へ搬入してください。

※ペットボトル(キャップとラベルは剥がして)もやせるごみとして分別をお願いいたします。

※もやせるごみともやせないごみ(空き缶・空き瓶)等、分別の徹底をお願いします。

※町内のコロナ感染状況により中止になる場合があります。

●分別方法

もやせるごみ

空き缶、空き瓶、ペットボトル

ごみ袋に入れた草木

草木のみを乗せたトラック

ごみ袋に入れないでください

●搬入場所

金武地区清掃センター
(午前中のみ)

ごみ処理場西側

※各班清掃作業ですので家庭からのごみは混ぜないようにご協力お願いいたします。

※清掃作業中にタイヤや家電等の不法投棄物を発見した場合はそのままにして後日、金武町役場 住民生活課(生活環境係)までご連絡をお願いします。

※金武地区清掃センターへ搬入するもやせるごみは、金武町指定ごみ袋を使用してください。

※家電リサイクル法によりテレビ(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については一切搬入できません。



問 金武町役場 住民生活課 生活環境係 ☎ 098-968-2460 有線 8-2460

もえないごみの出し方について

最近、もえないごみの分別がきちんとされていない事例が多数発生しており、収集業務に支障をきたしています。

食器や陶磁器、花瓶等は缶類の扱いとなりますので、缶類、ビン・ガラス類の分別をきちんとしていただくよう今一度確認をよろしくお願いします。

分別がわからない場合は住民生活課 生活環境係(TEL098-968-2460)までご連絡ください。



缶とビンが
混ざって
出されている



皿などの陶器類が
ビンと一緒に
出されている

伊芸地区公民館調理室整備工事を行いました!

令和3年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

これまで伊芸区公民館の調理室は、2階に設置されており、地域行事や災害時の避難所運営の際に食事等の運搬利用に支障をきたしていたため、令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、調理室を2階から1階へ移設整備を行い、利便性及び避難所機能の向上を図りました。



▲伊芸地区公民館調理室完成写真

町内街灯のLED改修工事を行いました!

令和3年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

町内の街灯は整備後、約20年が経過し、灯具の劣化が確認されていました。また、近年、LED照明器具の開発により消費電力の軽減を図ることが可能であることから、令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、地域住民の安全安心な生活環境の充実を図るため街灯をLED化しました。

今回の整備は並里区の一部、中川区、伊芸区、屋嘉区の合計579基の街灯をLED照明に改修しました。

LEDへ改修した街灯▶



モーシヌ森公園駐車場整備工事を行いました!

令和3年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

モーシヌ森公園は、並里区民の憩いの場であり、ゲートボール大会等の地域行事で多くの町民が利用しています。しかしながら大会等が開催される際には、既存の駐車場が狭いことから町道への駐車が目立ち、近隣住民の生活に支障をきたしていたため、令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、利用者の利便性及び交通の安全性の向上を図るため駐車場の整備を行いました。

▶整備後の
モーシヌ森公園駐車場



町道屋嘉27号線を整備しました!

令和3年度 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

整備した町道屋嘉27号線

町道屋嘉27号線は、一部の区間において側溝が未整備となっていたため雨が降ると水たまりができていました。また、経年劣化によるアスファルトの破損により通行に支障をきたしていたことから、令和3年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、交通の安全性の向上を図るために側溝および路面を整備しました。



大川児童公園と親水広場を結ぶ遊歩道の開通について

大川児童公園と親水広場(武田原)を結ぶ遊歩道整備工事が完了し、令和4年4月1日から開通しています。

これにより大川の湧水が流れる2施設のアクセスが向上し、県内有数の泉である大川の湧水に、より一層親しんでいただけます。



▼大川児童公園側



▼親水広場上流側



問 金武町役場 建設課
☎ 098-968-2443



田芋生産農家の皆様へ

【産地交付金】の交付申請手続きについて

産地交付金の交付制度について

田芋生産農家の皆様は、『産地交付金制度』を活用し、植付面積に応じて国から交付金を受け取ることができます。

※申請年度中に出荷する田芋の植付面積が対象になります。



【申請期間】 令和4年5月9日(月)～令和4年6月24日(金)までに申請してください。

【交付対象者】 ①金武町農業委員会において農家登録のある者
②申請した水田において植付を確認できた者
③田芋の出荷を証明できる書類(領収書又は出荷伝票等)の提出ができる者
④申請期限までに申請を完了した者

【申請場所】 水田の場所確認等を行いますので、印鑑を持参して農林水産課までお越しください。
※申請書等の書類は農林水産課にて配布しております。

問 金武町役場 農林水産課 農政係 ☎098-968-2645

町民の皆様へ「ミカンコミバエ」侵入防止対策のご協力をお願いします。

ミカンコミバエは柔らかい果実の傷口に産卵し、その幼虫は果実を食べ、実を腐らせます。

今後ミカンコミバエがご家庭や農園で多く確認されれば、**果実類などの県外輸送が禁止され、ミカンコミバエが確認された家庭、農園の果実はすべて破棄となります。**

また、県の調査によると2021年度は**前年度比の21.3倍**の341匹のミカンコミバエが確認され、1986年以来最多を記録しました。**特に管理されていない圃場や家庭菜園、庭先での寄生が多いとされております。**

現在、沖縄県では、ミバエ防除としてテックス板*による対策を行っております。ご希望のご家庭の方は金武町農林水産課までご相談ください。



※殺虫剤を含んだ
10cm四方のトラップ板

対処法

成熟後に傷のついた果実はポリ袋に入れ密閉処理し、処分してください。

もし、果実内にウジを発見した場合は、右記のとおりビニール袋に入れて保管し、下記までご連絡ください。



ポリ袋の口を折り曲げ、
ガムテープ等で固く閉める

問 沖縄県病害虫防除技術センター ☎098-886-3880

金武町資源循環施設製造堆肥無償提供

金武町並里・金武地区農業集落排水資源循環施設では、町内にある下水処理施設から発生する汚泥を堆肥化し無償にて提供しています。



肥料の名称: かんとりスーパー金武

肥料の種類: 汚泥発酵肥料

主要な成分の含有量

窒素全量 2.1 %

りん酸全量 4.2 %

加里全量 0.5 %未満

炭素窒素比 6

※堆肥の受け取りは、資源循環施設での受け取りになります。
フレコンバック(1トン袋)での提供を行っておりますが、袋を持参いただければ少量での提供も可能です。

◆堆肥の量には限りがあるため、担当係までお問い合わせください。

令和3年度堆肥製造量	
年間製品製造量	41,952kg
月平均製品製造量	3,496kg

問 金武町役場 上下水道課 下水道係 ☎ 098-968-3950

お知らせ

5月14日(土)「緑化活動」は中止となります

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みて、「緑化活動」は中止といたします。
何卒ご理解いただき、今後とも地域の美化活動にご協力下さいますようお願いいたします。

問 金武町役場 農林水産課 ☎ 098-968-2645

休日でもマイナンバーカードが受け取れるようになりました。

マイナンバーカード交付を下記にて開庁しています!!!

令和4年5月14日(土) 9:00~15:00

令和4年5月22日(日) 9:00~15:00



- ※**完全予約制**です。予約はお電話にて!
- ※マイナンバーカードの**電子証明書更新**も受け付けます。
- ※その他各種証明書等の発行はできません。

問 金武町役場 住民生活課 住民戸籍係 ☎ 098-968-3557 有線 8-3557

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

軽自動車税(種別割)は毎年**4月1日現在の所有者又は使用者に課税**されます。

軽自動車税は年税額ですので、年度中に廃車・名義変更しても月割はありません。

◆ 軽自動車税(種別割)の税率

①原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税率(年額)
		標準税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超から125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円
	その他	4,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

②輕三輪・輕四輪

車種区分			税率(年額)		
			平成27年 3月31日 以前に 新規登録	平成27年 4月1日 以降に 新規登録	重 課 税 新車検査から 13年を経過 (平成20年度 以前に登録) した車両
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◆ 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)

＜適用条件＞

令和3年4月1日～令和5年3月31日までに最初の新規検査(登録)※車検証の初度検査年月を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、以下の基準を満たす車両

(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合)

(イ)乗用(営業用):令和2年度燃費基準
かつ令和12年度基準90%達成車 ※1

(ウ) 乗用(営業用):令和2年度燃費基準
かつ令和12年度基準70%達成車 ※1

※1(イ)・(ウ)については、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。また揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

車種区分				税額 (適用前)	グリーン化特例適用後の税額		
					(ア) 75% 軽減	(イ) 50% 軽減	(ウ) 25% 軽減
軽自動車	四輪以上	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	適用なし	適用なし
			自家用	5,000円	1,300円	適用なし	適用なし
		乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	適用なし	適用なし
	三輪	営業用	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
		自家用	3,900円	1,000円	適用なし	適用なし	

◆ 軽自動車税(種別割)減免について

身体や知的等に障がいのある方、又はこれらの方と生計を同じくする方が、その障がい者等のために使用する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は**軽自動車または普通自動車どちらか1台**で減免をすることができます。軽自動車税（種別割）の減免申請は、納税通知書が届いてから**令和4年5月31日**までに、必要書類をそろえて町役場税務課へ申請してください。

必要書類

- ①車検証(標識交付証明書) ②運転者の免許証 ③身体障がい者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳・精神保健福祉手帳
④軽自動車税(種別割)納税通知書 ⑤納税義務者のマイナンバーカード又は個人番号通知カード

※生計を同じくする方(ご家族等)が減免を受ける場合、生計同一証明書が必要になります。(保健福祉課にて発行)

注意事項

- 軽自動車税(種別割)の減免申請は**毎年手続きが必要です**。
- 提出期限を過ぎると、その年の減免申請は受付できませんのでご注意ください。

軽自動車税(種別割)の納付期限は令和4年5月31日(火)です。

～納付は期限内にお願いいたします～

問 金武町役場 税務課

 098-968-2112

有線 8-2112

～知っていますか？年金分割制度～

日本年金機構からお知らせです。
詳しいことについては、町役場 国民年金係までお気軽に相談ください。

離婚時の年金分割制度のお知らせ

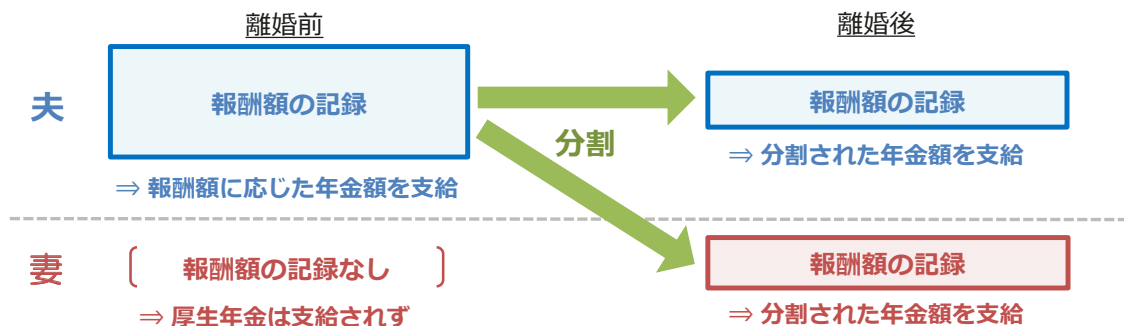
- ▶ 離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶ **離婚後2年以内※に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターまでご相談ください。**

※ 年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内*であれば手続き可能です。 *調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヶ月以内

離婚時の年金分割のイメージ

- ✓ サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ✓ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例：サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）】



年金分割の方法（2種類）

※ いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続きを行うことが必要です。

①合意分割

- ✓ お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。

②3号分割

- ✓ サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ✓ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ✓ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページをご参照ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



問 金武町役場 住民生活課 保険・年金係 （担当 松堂） ☎ 098-968-2116



愛するワンちゃん🐾を守ろう！ 狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう

狂犬病は治療方法がなく、感染すると必ず死に至らせる怖い病気です。

※狂犬病予防法第5条1項の規程により予防注射を毎年1回受けなければなりません。

日 時		場 所
5/25 ③水	9:00～11:30	屋嘉地区共同作業施設
	13:00～14:30	伊芸地区公民館
	15:30～16:30	中川地区公民館
5/26 ④木	9:00～11:30	金武公会堂
	13:00～16:30	

必要となる手数料（一頭につき）

- | | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|
| ①犬の登録手数料（初回のみ） | 3,000円 | ③予防注射済交付手数料 | 550円 |
| ②予防注射手数料 | 2,850円 | ④犬の鑑札再交付手数料 | 1,600円 |

★生後91日以上の子犬が対象となります。

★前年から金武町で登録されている方は、通知ハガキと印鑑をご持参ください。

★お住まいの地区の日程で都合が合わない方は、他の地区で接種しても構いません。

★両日とも都合が合わない方は、各自動物病院で接種してください。



お
予
防
が
し
て
ネ
ネ

予防注射を受ける時の注意事項

- 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は主治医の獣医師にご相談ください。
- お知らせのハガキは、持参してください。
- リード・首輪を抜けないように必ずつけてください。胴輪はダメです。
- 犬をしっかり制御できる（犬の力に負けない）人が連れて来てください。
- 予防接種後2～3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- 糞尿を済ませて来てください。
- 糞をした場合は飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対し攻撃的な犬は必ず口輪を付けて来てください。
- 首輪に鑑札が付いているかを確認してください。（紛失の場合は再交付の申請が必要です）

問 金武町役場 住民生活課 生活環境係 ☎ 098-968-2460



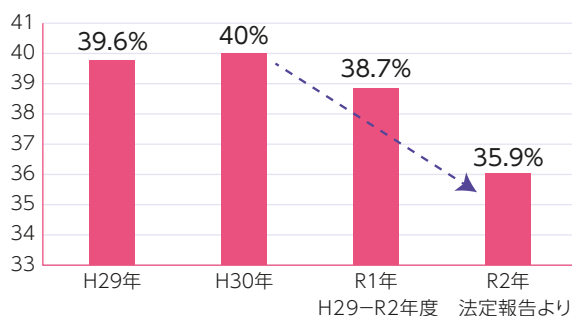
生活習慣病は自覚症状がありません！

自覚症状が出たときは、病気が進行し重症化していることも！

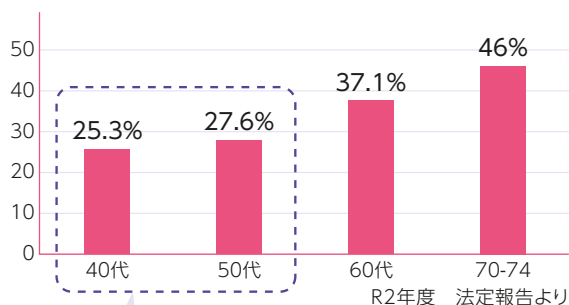
今月は健診についてお知らせします。自身や周囲の方々は毎年健診を受けていますか？

生活習慣病の予防、早期発見に有効な方法は健診です。しかし金武町は、近年、**特定健診受診率が低下傾向**になっており残念な結果となっています。生活習慣病は、初期段階においては自覚症状がなく進行するため、気づいた時には、重症化し命に関わる危険な病気です。「周りも受けてないから」「時間がない」「面倒くさい」などの理由で健診を受けないと、生活習慣病のリスクを高めます。健康は自分で守れます。いつまでも楽しく元気に過ごすためにも、年に一度の健診は必ず受けましょう。

金武町 年度別 特定健診受診率



金武町 令和2年度 年代別 特定健診受診率



- ▶ 働き世代の40-50代が低い
- ▶ 40代前半は男女共に受診率10%台

- ▶ 男性の方が女性より受診率が低い
- ▶ 65歳未満男性の死亡率が高い

治療中だけど健診は必要なの？

治療中の方も健診は必要です。治療中の際の検査は、その病気に関連する検査項目に限られています。特定健診は、血圧、脂質、血糖、肝臓、腎臓等の検査を含む全身状態を確認することができます。治療中の方も年に1回は健診を受け、健康チェックしましょう。

健診結果に再検査・要治療の人は確認が重要

健診で異常が指摘されても無症状や仕事が忙しいなどから放置している人が多いのが現状です。「**要医療(再検査含む)**」等の判定がある方は、早めに医療機関へ相談することはとても大切です。過去に医師から問題ないと言われたことのある方も、数年経過するなかで状態が悪化し、治療が必要になる可能性もあるので、必ず医療機関を受診し確認しましょう。

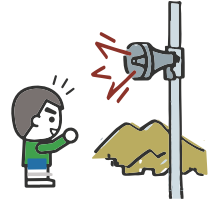
問 金武町総合保健福祉センター ☎ 098-968-5932 有線 8-5932

防災無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※1)を用いた訓練で、金武町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時 令和4年5月18日(水) 午前11時00分ごろ

(2) 訓練で行う放送試験



情報伝達手段	放送内容
防 災 無 線	町内46か所に設置している防災無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 「これは、Jアラートのテストです。」×3「こちらは、金武町です。」 下りチャイム音
金武町メール	テスト訓練当日、テスト訓練の合図として、金武町メールを配信します。 【配信内容】 これは、Jアラートのテストです。(金武町役場 総務課) ※金武町メール未登録の方は、下記に登録方法(※2)を掲載していますので、登録をお願いします。



(※1) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

(※2) 「金武町メール」…touroku@kin-town-ml.jp に空メールを送信し、返信されたメールに従って登録をお願いします。

◀ 金武町メールQR

問 金武町役場 複合庁舎整備推進課 ☎ 098-968-6077



住宅火災警報器の設置は義務です!!



令和元年全国の建物火災で死亡した人のうち、約7割が住宅火災によるものです。住宅火災で死亡した要因で最も多いのが「逃げ遅れ」で全体の約5割を占めます。住宅火災による死者を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者が7割を占めており、今後さらに高齢化社会の進展により死者の増加が懸念されています。

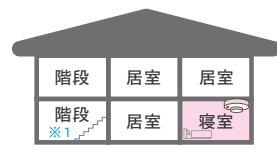
令和3年度の住宅火災警報器の全国平均設置率は83%、金武地区消防本部管内では63%で設置率が低い状況にあります。また設置する場所は下記の図を参考にしてください。

住宅用火災警報器は、基本的には寝室と寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く。)に設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

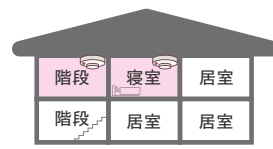
平屋建ての場合



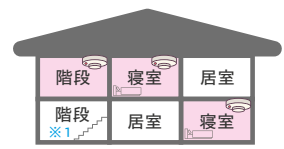
2階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)に必要

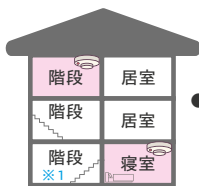


● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室がある階
(2階)の階段上部に必要

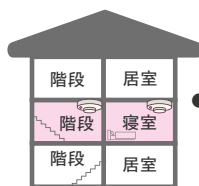


● 寝室が1階、2階
寝室(1階及び2階)と寝室がある階
(2階)の階段上部に必要

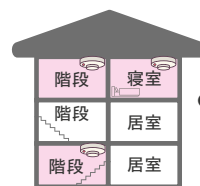
3階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)と3階の
階段上部に必要



● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室のある階の
階段(2階)の階段上部に必要



● 寝室が3階のみ
寝室(3階)と寝室のある階の
階段(3階)及び1階の階段
上部に必要

※1 この場合、1階の階段には設置不要。 ※2 屋外に設置された階段を除く。

問 金武地区消防衛生組合 予防課 ☎ 098-968-5166

有線放送電話の廃止と戸別受信機の導入(無料)に関するQ&A

Q1 有線放送電話はなぜ廃止するのですか。

A1 有線放送電話の加入者が減少傾向となっており、町民の半数以上が屋内で情報を得られない状況です。また、有線放送電話は昭和51年に供用開始され、40年以上経過していることから、部品の製造中止により継続できない状況もあります。

更に、電線地中化の推進により、令和4年度中に有線放送電話の通信線の撤去が必要となったことから、廃止に至ることとなりました。戸別受信機の本格運用開始後に、有線放送電話は停止する予定です。

有線放送電話をご利用中の皆さまには、ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



Q2 戸別受信機はなぜ導入するのですか。

A2 有線放送電話の廃止に伴い、町民の生命及び財産の安全を守るために、町内全世帯へ迅速かつ確実に情報伝達手段の確保が必要なことから戸別受信機の導入が決定しました。

Q3 戸別受信機の運用開始はいつからですか。

A3 令和4年9月からの運用開始予定です。

Q4 戸別受信機からはどのような放送が流れますか。

A4 災害情報、町や区からのお知らせ、告別式のお知らせなどです。

Q5 戸別受信機の使用料はいくらですか。

A5 利用料は無料です。(配置工事も無料)

Q6 工事業者はいつ訪問するのですか。

A6 現在、戸別受信機の設置同意の取得及び戸別受信機の設置を行うため、以下のとおり各家庭を訪問しております。不在時には「不在連絡票」を投函しますので、不在連絡票に記載の連絡先まで折り返しのご連絡をお願いします。

■工事担当区の訪問業者

担当区	担当業者
金武区	(有)山川電工・島電設(株)
並里区	(有)國場電工
有線放送加入事業者	きんメインテナンス(株)
中川区・伊芸区	(有)丸仲電気・(株)Kくりえいと
屋嘉区	(株)丸政工務店・(有)富島建設



皆さまのお宅を各業者さんが回っておりますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

問 金武町役場 複合庁舎整備推進課 ☎ 098-968-6077



お困りごとやお悩み、無料で相談できます

名称 項目	法律相談	「司法書士」による お金・借金の悩み相談	人権相談	暮らしの総合相談 (①行政相談・②障がい者相談)
相談内容	土地の問題、借金問題、交通事故等の損害賠償問題、ご近所・家庭内トラブルなど法律全般。	お金や借金問題でお困りの方または、その家族など	①高齢者・障がい者の人権 ②男女共同参画関係 ③子ども・女性の人権	①国や地方公共団体が行う行政サービスに対する苦情や要望 ②障がい者の各種行政サービスに関する相談全般
開催日/場所	令和4年5月12日(木) ※今月のみ木曜日開催。 (役場3階中会議室)	令和4年5月26日(木) (町総合保健福祉センター)	※電話にて随時受付。申込後相談員へお繋ぎします。 (コロナウイルス感染拡大防止のため)	
時 間	午後2時～4時 (1人:20分)	午前10時～12時、午後1時～4時 (1人:45分)	午前10時～午後3時	
申込期間・事前予約	5月9日(月)～5月11日(水) ※事前予約必要	広報に掲載後予約開始 ※事前予約必要	不要	
定 員	先着6名	1日5名	特になし	
相談員	町顧問弁護士	司法書士	人権擁護委員3名 ①安富 昇 ②花城 清隆 ③比嘉 蘭子	①宜野座泰子(行政相談委員) ②元山満寿美(障がいに関する相談)
申込先 問い合わせ	総務課 行政係 ☎098-968-2111	町総合保健福祉センター (仲間) ☎098-968-5932	町役場 総務課 行政係 ☎098-968-2111	①行政相談 総務課 行政係 ☎098-968-2111 ②障がい者相談 保健福祉課 社会福祉係 ☎098-968-3559

安全運転支援装置の取付を補助します!

65歳以上の町民を対象に、「安全運転支援装置」を取り付けする方に上限4万円を補助します。

※ご希望の方は下記の設置業者で取り付けができるか相談してください。

- 条 件:** ①高齢者が、有効な運転免許証を保有。
②申請時の年齢が満65歳以上であり、町内に住所を有する者。
③自動車検査証の欄に「自家用」と記載された自動車であること。

上限額: 補助対象者1人につき車両1台4万円

【設置業者】

業者名	住所	電話番号
(同) 仲田自動車	金武町字金武10448	968-2131
(有) 仲オートサービス	金武町字金武7965	968-5112

※車種によっては設置できないものもあります。ご了承ください。

問 金武町役場 総務課 ☎098-968-2111 有線8-2111

金武町コミュニティバス 各区で運行中

無料

車を持たない交通弱者の生活支援のため、生活必需品の買い物や公的機関の利用などの交通支援を行います。

コミュニティバスの利用を希望される方は、**2日前まで**にお住まいの地域の区事務所にお電話でお申し込みください。

■ 各区の運行日(9:00～17:00)

行政区	曜日	連絡先
中川区	水曜日	968-2407
並里区	月曜日	968-2102
金武区	火曜日	968-2108
伊芸区	火曜日	968-2147
屋嘉区	金曜日	964-2040

運行スケジュールは、町ホームページ・QABデータ放送・LINE等でも確認できます。

問 金武町役場 総務課 ☎098-968-2111

橋梁架設工事に伴う夜間閉鎖のお知らせ

令和4年5月16日(月)夜～8月31日(水)朝まで(うち約65夜間)

22時00分～翌6時00分 金武IC入口・出口夜間閉鎖

《昼間通行可》

日曜の夜間規制は実施しません／緊急車両は通行可能

位置図および回路案内

夜間閉鎖時に金武ICのご利用を予定されているお客さまは、
国道329号を利用したう回にご協力をお願いいたします。



う回路		距離	所要時間
那覇方面～金武IC前交差点	①屋嘉IC～県道88号～国道329号～金武IC前交差点	約7.4km	約10分
	②石川IC～国道329号～金武IC前交差点	約8.4km	約12分
許田方面～金武IC前交差点	③宜野座IC～国道329号～金武IC前交差点	約10.0km	約14分



住民税均等割非課税世帯等のみなさまへ



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(1世帯10万円)のご案内

①住民税均等割非課税世帯や②新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する臨時特別給付金(1世帯につき10万円)を支給します。給付金を受給するためには手続きが必要です。

支給対象となる世帯

令和3年度分の ① 住民税均等割が 非課税の世帯	令和3年12月10日の基準日時点で金武町に住んでおり (住民基本台帳に登録されており)、 世帯全員の「令和3年度分住民税均等割が非課税」 である世帯	確認書の 返送が必要
令和3年1月以降 の家計急変世帯 ②	新型コロナウイルス感染症の影響により 令和3年1月以降の家計が急変し 、上記①の 「住民税均等割非課税世帯と同様の事情」 にあると認められる世帯 (同一の世帯に属する者のうち令和3年度分住民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入が住民税均等割非課税となる水準に相当する額以下である世帯)	申請が必要 (申請期間) 令和4年3月1日 ～9月30日

※ 生活保護世帯も支給対象となり、①に含まれます。

※ ①・②に関わらず住民税均等割が課されている者の扶養親族のみで構成される世帯は、支給対象外になります。
(例えば親の扶養に入っているが、親元を離れて別で暮らしている学生など)

給付金の支給手続き(①住民税均等割非課税世帯の方)

- 世帯主あてに、金武町役場から**「確認書」**が届きます。
- 確認書の記載内容を確認して必要事項を記入後、同封の返信用封筒で**返送してください。**

※ 返送は**確認書発行日から3ヶ月以内**に行ってください。
(返送がない場合は受給辞退とみなされます。)

※ 令和3年1月2日以降転入された世帯のうち非課税世帯該当か町で確認できない場合は、申請が必要な場合もあります。



金武町
役場

- ① 課税情報をもとに
対象世帯へ確認書送付
- ② 確認書を返送
- ③ 世帯主の口座へ振込



非課税
世帯

給付金の支給手続き(②家計急変世帯の方)

- **「申請書」**に必要事項を記入し、判定に必要な書類を添えて**申請してください。**(直接提出または郵送で)

申請期間 ▶ 令和4年**3月1日(火)～9月30日(金)**

提出先 ▶ 新型コロナウイルス関連対策室(役場3階)

受付時間：平日 9:00～16:30 (お昼12:00～13:00を除く)



- ① 申請(申請書及び
判定に必要な書類)
- ② 判定結果を通知
- ③ 世帯主の口座へ振込
(給付対象の場合)



家計急変
世帯

※ 申請書は①役場(新型コロナ関連対策室または総務課)で受け取るか、②町ホームページからダウンロードしてください。

※ 世帯員全員のそれぞれの年収(令和3年1月以降の任意の1ヶ月収入×12ヶ月)により経済状態を判定します。

収入の種類は、給与/事業/不動産/年金(非課税の公的年金等収入【例：遺族年金など】は含まない)

※ 令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しがある場合は、これにもとづく判定も可能

※ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減収により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。